平成２２年（フ）第５９８９号
愛知県名古屋市中村区東宿町２丁目75―１―104、開始決定時の住所栃木県芳賀郡益子町大字益子2274―７　シャルマンヴィラＡ棟103
破産者　星野　千香
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０８号
東京都港区南青山４丁目26番６号
破産者　有限会社ソール
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０９号
茨城県取手市台宿２丁目15―20
破産者　難波　勝幸
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５５３号
東京都港区赤坂３丁目６番10号
破産者　株式会社エムズインターナショナル
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５５４号
東京都世田谷区下馬１丁目13―12―201
破産者　望月　光惠
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８１３号
東京都千代田区神田松永町17番地　相沢ビル７階
破産者　フォージロール株式会社
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８１７号
東京都墨田区押上１丁目39番８号
破産者　株式会社明弘商事
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８１８号
東京都墨田区押上１丁目39―８―201
破産者　明石　弘之
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８３９号
東京都八王子市明神町４丁目29―９―707
破産者　三瓶　顕史
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６７号
千葉県市川市新田２丁目９―５―504
破産者　小野　賢司
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５４号
東京都中央区銀座７丁目18番13号　クオリア銀座
破産者　株式会社クレオール
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９５号
富山県富山市西宮261番地22
破産者　株式会社イーズ
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９６号
富山県富山市西公文名町９―３―102
破産者　石崎　知明
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９７号
東京都文京区千石２丁目34―１―402
破産者　石崎　淑子
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５６９号
東京都杉並区成田西２丁目７―13
破産者　森杉　信子
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７４号
東京都杉並区和泉３丁目52―32―309
破産者　石川　和彦
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１１号
東京都小平市小川町１丁目404―17
破産者　広瀬　大輔
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１８号
東京都港区高輪３丁目14―34―1103
破産者　松本　祐一
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８１号
東京都杉並区永福１丁目１―１―203
破産者　那須　光雄
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８６号
神奈川県川崎市高津区千年951―202
破産者　田村　　繁
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９９１号
東京都杉並区和田２丁目19―13
破産者　杉山　幸枝
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００３０号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目17―５―101
破産者　加藤　佳江
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部